

○宮崎県諸県県有林共に学ぶ森管理規則

平成17年9月22日規則第84号

改正 令和4年11月4日規則第48号

宮崎県諸県県有林共に学ぶ森管理規則をここに公布する。

宮崎県諸県県有林共に学ぶ森管理規則

宮崎県諸県県有林共に学ぶ森管理規則（平成9年宮崎県規則第55号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号。以下「条例」という。）第7条及び第13条の規定に基づき、宮崎県諸県県有林共に学ぶ森（以下「共に学ぶ森」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用期間等）

第2条 共に学ぶ森の利用期間は、1月4日から12月28日までとし、利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、同項に定める利用期間及び利用時間を変更することができる。

（利用の許可の申請）

第3条 共に学ぶ森を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、利用しようとする日の5日前の日までに宮崎県諸県県有林共に学ぶ森利用許可申請書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。

（利用の許可）

第4条 知事は、前条第2項の規定により宮崎県諸県県有林共に学ぶ森利用許可申請書の提出があった場合において、共に学ぶ森の利用の許可をするときは、当該申請者に宮崎県諸県県有林共に学ぶ森利用許可書（別記様式第2号）を交付するものとし、利用の許可をしないときは、当該申請者に宮崎県諸県県有林共に学ぶ森利用不許可通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の許可に管理運営上必要な条件を付すことができる。

（許可の基準）

第5条 知事は、当該申請者の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、共に学ぶ森の利用を許可しないものとする。

（1） 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 共に学ぶ森の施設又は附属物をき損するおそれがあると認められるとき。

(3) その他共に学ぶ森の管理運営上、支障があると認められるとき。

(利用許可の取消しの申出)

第6条 第3条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が利用の許可の取消しの申出をするときは、利用しようとする日の3日前の日までに宮崎県諸県県有林共に学ぶ森利用許可取消申出書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による宮崎県諸県県有林共に学ぶ森利用許可取消申出書の提出があったときは、当該申出者に係る利用の許可を取り消し、その旨を当該利用者に通知するものとする。

(利用の禁止又は制限)

第7条 知事は、共に学ぶ森の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は共に学ぶ森に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、共に学ぶ森を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、共に学ぶ森の利用を禁止し、又は制限することができる。

(利用の拒否等)

第8条 知事は、共に学ぶ森を利用しようとする者が第5条各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者の利用を拒否し、又はその者に退去を命ずることができる。

(指定管理者による管理の場合の読替)

第9条 条例第10条の規定により共に学ぶ森の管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第2条から前条までの規定の適用については、第2条第2項中「知事は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て」と、第3条から前条までの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第10条 条例第10条の2第1項に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式第5号）によるものとする。

2 条例第10条の2第1項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類

(2) 法人にあつては、法人の登記事項証明書

(3) 知事が指定する事業年度における決算に関する書類又はそれに相当する書類

(4) 団体の業務概要及び業務実績が確認できる書類

- (5) その他知事が必要と認める書類

(指定管理者が行う業務)

第11条 条例第10条の3第3号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 森林及び林業に関する知識習得のための研修に関する業務

- (2) その他知事が必要と認める業務

(指定管理者の管理の基準)

第12条 条例第10条の4の規則で定める管理の基準は、次に掲げる管理の基準とする。

- (1) 関係する法令、条例、規則等の規定を遵守し、適正な共に学ぶ森の管理運営を行うこと。

- (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。

- (3) 共に学ぶ森の整備及び物品等の維持管理を適切に行うこと。

- (4) 指定管理者が業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

- (5) その他知事が必要と認める基準

(協定書の締結)

第13条 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 条例第10条の3各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）の実施に関し必要な事項

- (2) 前条各号に掲げる管理の基準に関し必要な事項

- (3) 指定管理業務の事業報告に関する事項

- (4) 前3号に掲げるもののほか、共に学ぶ森の管理運営の適正を期するために必要な事項

(事業報告等の提出)

第14条 指定管理者は、毎年度終了後1月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 宮崎県諸県県有林共に学ぶ森管理事業実績報告書（別記様式第6号）

- (2) 宮崎県諸県県有林共に学ぶ森管理事業収支決算書（別記様式第7号）

- (3) その他知事が必要と認める書類

(原状回復)

第15条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により知事が指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、共に学ぶ森を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事が特に原状に回復する必要がないと認める場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第16条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は当該指定管理者の指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理運営上の秘密を、他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、共に学ぶ森の管理及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの規則による改正前の宮崎県諸県県有林共に学ぶ森管理規則（以下「改正前の規則」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の宮崎県諸県県有林共に学ぶ森管理規則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 条例第10条の2第3項の規定により指定管理者を指定した場合において、施行日以後に、改正後の規則の規定により、知事がした処分、手続その他の行為又は知事に対してされた手続その他の行為は、改正後の規則の相当規定により、指定管理者がした処分、手続その他の行為又は指定管理者に対してされた手続その他の行為とみなす。

4 この規則による改正前の規則第2条の規定は、平成18年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

附 則（令和4年11月4日規則第48号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県諸県県有林共に学ぶ森管理規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

別記

様式第1号（第3条関係）

宮崎県諸県県有林共に学ぶ森利用許可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿
(指定管理者 様)

申請者 住 所
氏 名
(電話番号)

〔 法人にあっては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名 〕

宮崎県諸県県有林共に学ぶ森を利用したいので、宮崎県諸県県有林共に学ぶ森管理規則第3条第2項の規定により、次のとおり申請します。

利用の日時						
利用の目的						
団体利用の場合の責任者						
利用人員	区分 利用施設	小学生	中学生	高校生	その他	計
	研 修 室					
	共に学ぶ森 (研修室を除く。)					
記入上の注意 1 利用人員欄には、利用人数を記入してください。 2 ※印のある欄は、記入しないでください。						
※受付年月日 年 月 日	※許可年月日 年 月 日	※許可番号 年 月 日				

様式第2号（第4条関係）

宮崎県諸県県有林共に学ぶ森利用許可書

文 書 番 号
年 月 日

様

宮崎県知事
(指定管理者

印
)

年 月 日付けで申請のあった宮崎県諸県県有林共に学ぶ森の利用については、宮崎県諸県県有林共に学ぶ森管理規則第4条第1項の規定により、次のとおり許可します。

利用の区分	
利用日時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
利用の目的	
許可の条件	

様式第3号（第4条関係）

宮崎県諸県県有林共に学ぶ森利用不許可通知書

文 書 番 号

年 月 日

様

宮崎県知事



（指定管理者

印）

年 月 日付けで申請のあった宮崎県諸県県有林共に学ぶ森の利用については、下記の理由により許可できないので、宮崎県諸県県有林共に学ぶ森管理規則第4条第1項の規定により通知します。

記

不許可の理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第6条関係）

宮崎県諸県県有林共に学ぶ森利用許可取消申出書

年 月 日

宮崎県知事 殿
（指定管理者 様）

住 所
氏 名
（電話番号 ）

〔 法人にあっては、主たる事務所の所
在 地並びに名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け で許可のあった宮崎県諸県県有林共に学ぶ森の
利用を中止したいので、宮崎県諸県県有林共に学ぶ森管理規則第6条第1項の規定によ
り、次のとおり申し出ます。

取消しの申出を する理由	
備 考	

添付書類

宮崎県諸県県有林共に学ぶ森利用許可書の写し

様式第5号（第10条関係）

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

宮崎県諸県県有林共に学ぶ森の指定管理者の指定を受けたいので、公の施設に関する
条例第10条の2第1項の規定により申請します。

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地
指定管理者 団体名
代表者氏名

年度における宮崎県諸県県有林共に学ぶ森の管理事業実績について、宮崎県諸県県有林共に学ぶ森管理規則第14条の規定により、次のとおり報告します。

1 施設の維持管理業務

(1) 多目的管理棟

区 分	内 容	備 考

(2) 管理道、作業ポイント及び案内板類

区 分	内 容	備 考

(3) ベンチ

区 分	内 容	備 考

様式第7号（第14条関係）

年度宮崎県諸県県有林共に学ぶ森管理委託事業収支決算書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地
指定管理者 団体名
代表者氏名

1 収入

単位：円

区 分	予算額	決算額	増 減	備 考
合 計				

※区分欄には、委託料等を記入すること。

2 支出

単位：円

区 分	予算額	決算額	増 減	備 考
合 計				

※区分欄には、光熱水費、通信運搬費等を記入すること。